

令和6年度

放課後児童クラブ  
加入の手引き

大野市教育委員会事務局 こども支援課

〒912-8666

福井県大野市天神町 1-1

結とぴあ 1階 1番窓口

電話 0779-64-5140

## もくじ

1	はじめに必ずお読みください.....	2
2	放課後児童クラブについて.....	3
3	大野市内の放課後児童クラブ.....	3
4	開設時間と保護者負担金.....	3
5	児童クラブでの生活の流れ.....	4
6	加入の要件について.....	4
7	令和6年度利用申込の受付期間とスケジュール.....	6
8	オンライン申込の方法について.....	7
9	放課後児童クラブの利用にあつて.....	11
10	重要事項説明.....	12
11	よくある質問.....	13

# 1 はじめに必ずお読みください

令和6年度の放課後児童クラブ加入申込は、原則オンラインで受け付けます。

○申込は、スマートフォン、タブレット、PCのいずれでも可能です。

▼申込期間：令和6年1月4日～1月31日

※ インターネット環境がないなど、オンライン申込が困難な方は、こども支援課にお問い合わせください。

○毎年度、加入申込が必要です。加入期間は、入会希望日からその年度末までとなります。

○長期休業期間に利用する場合は、加入申込とは別でオンライン申請が必要です。

○住所、勤務先、電話番号、加入保険などに変更が生じた場合は、速やかに届け出てください。

オンライン申込に進む前に、次の準備をしてください。

(1) 就労証明書など保育を必要とする理由を示す書類を用意する。(画像可)

※次の①②の全ての方の書類が必要です。

①児童と同居する大人全員(ただし、76歳以上の方は不要)

※本書において大人とは、令和6年4月1日時点で満18歳以上の方をいいます。

②別居の祖父母(76歳以上の方は不要。校区外に住んでいる場合も不要。)

※下庄小学校児童は、乾側地区にお住まいの別居の祖父母は不要。

令和6年度の保育所・認定こども園の入園申込時に、父母の就労証明書を提出した方は、就労証明書等の添付を省略できます。

(2) 児童の保険証を用意する。(画像可)

(3) 実際にオンライン申込をする保護者1名の顔写真付きの本人確認書類を用意する。

(運転免許証など)

(4) 大野市内に祖父母(別居を含む)がいる方は、祖父母の住所・生年月日をあらかじめ把握しておく。

○各種様式はこちら(大野市ホームページ) ※12月中旬に公開します。

<https://www.city.ono.fukui.jp/kosodate/kosodate/jidou-center/r6jidokan.html>



## 2 放課後児童クラブについて

○保護者が就労や病気などで下校時に家庭にいない小学生の子ども達に、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、家庭、地域等との連携のもと、児童の健全な育成に取り組んでいます。主な支援の内容は以下のとおりです。

- (1) 児童の健康管理、安全の確保及び情緒の安定を図ること。
- (2) 遊びを通して自主性、社会性及び創造性を培うこと。
- (3) 児童が学習活動を自主的に行える環境を整えること。
- (4) 基本的な生活習慣を身に着けるための援助を行うこと。
- (5) 活動状況について保護者との情報交換を行うとともに、家庭や地域での遊びの環境づくりを支援すること。
- (6) 児童虐待の早期発見に努め、関係機関と連携して対応すること。

## 3 大野市内の放課後児童クラブ

○放課後児童クラブは下記の小学校区にある児童センター内に開設しています。

クラブ名	所在地	電話	小学校区
西部児童クラブ	泉町 6-20 (西部児童センター内)	66-0912	有終西小学校
			上庄小学校
			富田小学校
			小山小学校
			阪谷小学校
南部児童クラブ	日吉町 9-8 (南部児童センター内)	66-2133	有終南小学校
東部児童クラブ	美里町 801 (東部児童センター内)	66-5233	有終東小学校
北部児童クラブ	陽明町三丁目 701 (北部児童センター内)	65-3665	下庄小学校
和泉児童クラブ	朝日 34-3 (和泉児童センター内)	78-2655	和泉小学校

※上庄小学校、富田小学校、小山小学校、阪谷小学校は長期休業期間のみの利用となります。

## 4 開設時間と保護者負担金

○毎月上旬、もしくは各長期休業期間終了後に納付書をお渡ししますので、金融機関にて納付してください。保護者負担金は変更となる可能性がありますのでご了承ください。

開設日	開設時間	利用料
平日	下校時から午後 6 時まで	無料
長期休業期間	午前 8 時から午後 6 時まで	1 日 300 円
通常の土曜日・振替休日	午前 8 時から午後 6 時まで	1 日 200 円

○材料費等の実費を負担していただくことがあります。

○児童扶養手当の受給世帯及び母子家庭等医療の助成対象世帯や、生活保護世帯、非課税世帯は児童一人当たり 1 か月 3, 600 円まで保護者負担金が免除されます。

## 5 児童クラブでの生活の流れ

○学校から集団下校し、宿題、読書、自由遊び、集団活動などの活動をして過ごし、保護者がお迎えに来た児童から随時帰宅します。

○基本的な生活習慣を身に付けるため、机に向かう時間を設けていますが、児童クラブは学習を目的とした場ではありません。職員が宿題をチェックすることはありませんので、学習の内容についてはご家庭でご確認をお願いします。

### ○活動例

- (1) 学校から順次児童クラブに来所
- (2) 着替え
- (3) 宿題 ※宿題については、児童の自主性に任せています。
- (4) 集団遊び、または自由遊び
- (5) 保護者がお迎えに来た児童から随時帰宅  
※お迎えは午後6時までとなっています。

## 6 加入の要件について

○対象になるのは、児童と同居する大人全員（ただし、76歳以上の方を除く）と、別居の祖父母（76歳以上である場合と校区外に住んでいる場合を除く）が、次の要件のいずれかに該当する場合です。

○自営業、農業の場合は、勤務地等によって入会できないことがあります。

	事由	内容
①	就労	新1～3年生：14時30分以降も勤務していること 新4～6年生：15時以降も勤務していること
②	就学	大学、専門学校や職業訓練校に通っていること
③	妊娠・出産	妊娠中または出産後間がないこと（産前8週、産後8週まで）
④	疾病・障害	疾病・負傷または心身に障害を有していること
⑤	介護・看護	親族を介護または看護をしていること
⑥	その他	上記以外の理由（やむを得ない理由があると教育長が認める場合）

### ① 就労

【条件】保護者等が児童の下校時に就労していること（自営業、農業などを含む。）

【必要書類】（1）会社員や公務員などの場合

- ・ 就労証明書（指定様式。勤務先の企業等に作成を依頼してください。）
- (2) 自営業の場合（次の両方が必要）
- ・ 就労証明書（指定様式。自身で作成してください。）
  - ・ 営業していることが分かる書類  
（営業許可証、開業届、登記簿等の写し、確定申告書などの写し）

令和4年度から、就労証明書の証明印が不要となりました。  
これにより、勤務先企業等が作成した証明書のデータをEメールなどで受け取り、そのままオンライン申込に使用することが可能となります。

## ② 就学

- 【条 件】 大学、専門学校や職業訓練校に通っていること  
【必要書類】 在学証明書（指定様式）

## ③ 妊娠・出産

- 【条 件】 保護者（母）が妊娠している、または出産後間がないこと  
【必要書類】 母子手帳の写し（保護者氏名と出産予定日が分かる部分）  
【有効期間】 産前8週、産後8週まで

## ④ 疾病・障害

- 【条 件】 病気、負傷、障害により保育ができないこと  
（本人が介護を必要としている場合を含む）  
【必要書類】 以下①②③のいずれか  
① 障害者手帳等の写し  
② 医師診断書（任意様式。通院を要する旨や保育ができない旨の記載が必要）  
③ その他、入院や通院により保育ができないことが分かる書類

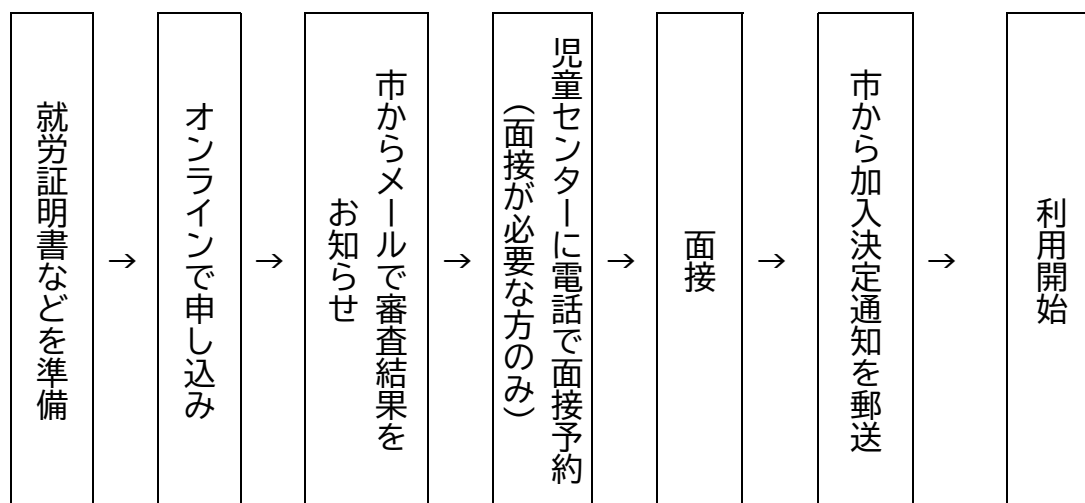
## ⑤ 介護・看護

- 【条 件】 親族を介護または看護していること  
【必要書類】 以下①②の両方  
① 介護・看護申立書（指定様式）  
② 介護保険被保険者証の写し、障害者手帳等の写しまたは医師診断書

## ⑥ その他

- 【条 件】 やむを得ない理由があると教育長が認める場合  
【必要書類】 その他の理由を証明する書類

## 7 令和6年度利用申込の受付期間とスケジュール



○審査について：提出された書類を市で審査します。

審査結果のメールは、申請から一週間程度で通知します。

※通知が前後する場合がございます。

※利用条件に該当しない場合も通知します。

○面接期間：令和6年1月13日から2月29日まで

平日12時～15時、土曜日8時～17時半

○面接対象者：初めて児童クラブを利用する方（保護者のみ）面接を行います。

前年度児童クラブに加入していた場合は、書類審査を行い、

必要な場合は面接を行う場合があります。

面接が必要な方は、審査結果をメールで受け取った後、

5日以内に保護者から各児童センターに直接電話予約してください。

※面接結果によっては、クラブ加入をお断りする場合があります。

○決定の連絡：3月下旬頃に市から郵便で通知

### 1. 長期休業期間の申し込みスケジュール

長期休業中に児童クラブを利用する場合は、加入申込とは別に、長期休業ごとにオンライン申請が必要です。期間内に申し込みをしてください。

長期休業期間	申込期間
春休み	令和6年3月1日から令和6年3月17日まで
夏休み	令和6年6月24日から令和6年7月10日まで
冬休み	令和6年12月1日から令和6年12月15日まで

## 8 オンライン申込の方法について

### 1. 令和6年度の放課後児童クラブ加入申込は、原則オンラインで受け付けます。

申込は、スマートフォン、タブレット、PCのいずれでも可能です。

※ インターネット環境がないなど、オンライン申込が困難な方は、こども支援課にお問い合わせください。

### 2. オンライン申込に進む前に、次の準備をしてください。

(1) 就労証明書など保育を必要とする理由を示す書類を用意する。(画像可)

※次の①②の全ての方の書類が必要です。

①児童と同居する大人全員(ただし、76歳以上の方は不要)

※本書において大人とは、令和6年4月1日時点で満18歳以上の方をいいます。

②別居の祖父母(76歳以上の方は不要。校区外に住んでいる場合も不要。)

※下庄小学校児童は、乾側地区にお住まいの別居の祖父母は不要。

※就労証明書等の添付を省略できる方

令和6年度の保育所などの入園申込時に、父母の就労証明書を提出した方

(2) 児童の保険証を用意する。(画像可)

(3) 実際にオンライン申込をする保護者1名の顔写真付きの本人確認書類を用意する。  
(運転免許証など)

(4) 大野市内に祖父母(別居を含む)がいる方は、祖父母の住所・生年月日をあらかじめ把握しておく。



○各種様式はこちら(大野市ホームページ) ※12月中旬に公開します。

<https://www.city.ono.fukui.jp/kosodate/kosodate/jidou-center/r6jidokan.html>

### 3. 「福井県電子申請サービス」にアクセスする。

▼福井県電子申請サービス



<https://shinsei.e-fukui.lg.jp/SdsJuminWeb/JuminLgSelect>





#### 4. 「福井県電子申請サービス」の利用者登録を行う。

上記WEBサイトの上部の「ログイン」を押す。

⇒「利用者登録」を押す、利用者登録を行う。

※メールの受信制限をされている方は、

「info@shinsei.e-fukui.lg.jp」からのメールを受信できるように設定してください。

#### 5. 「令和6年度 放課後児童クラブ加入申込」のページにアクセスする。

▼（方法1）直接アクセスする。



▼（方法2）トップページから手続きを探してアクセスする。

(1) 「申請先の選択」画面で、「大野市」を選択する。

(2) 「検索条件を選択」を押す、キーワードで「放課後」と入力して検索するか、「生活シーンで絞り込む」から、「育児・学生」を選択して検索する。

⇒ログインを求められた場合は、利用者IDとパスワードを入力してログインする。

⇒「令和6年度 放課後児童クラブ加入申込」を選択し、申込フォームに進む。

#### 6. 申込フォームに必要事項を入力する。

所要時間は15分程度です。

設問が多いため、途中で保存する場合は、ページの一番下の「申請書一時保存」を押して一時保存してください。一度保存したデータは、トップページの「最近の申請」から呼び出して、申込を再開することができます。

入力が済んだら、ページ一番下の「次へ」を押してください。

## 7. 添付書類を添付する。

「添付資料選択」画面に移ります。

⇒提出方法を選択し、「ファイルを選択」を押す。

⇒全ての書類の添付が完了したら、「次へ」を押す。

スマートフォンの場合、「ファイルを選択」を押すと、写真撮影またはファイルの選択が可能になります。手元にある紙の書類をここで撮影して添付することができます。

添付可能なファイルサイズの合計は最大20MBです。

ファイルサイズを抑えるポイント

- ・ 父母の就労証明書等は、2枚1組でまとめて撮影する。
- ・ 祖父母の就労証明書等も、2枚1組でまとめて撮影する。
- ・ 児童の保険証と保護者の本人確認書類も、まとめて撮影する。
- ・ 画像圧縮アプリなどを使用して、ファイルサイズを抑える。  
(ただし、判読できる程度のサイズに留める)

ファイルサイズが大きい場合、送信中に画面がしばらく動かなくなることがありますが、閉じたり戻ったりせずに、そのままお待ちください。

### ▼「提出方法」の選択肢について

- ・ 原則、「申請時添付」を選択してください。
- ・ どうしても添付がうまくいかない場合のみ、「郵送で提出」または「窓口で提出」を選択し、申込期間内に児童センターまたはこども支援課に書面で提出してください。  
※添付書類が提出されるまで、審査は完了しません。

添付書類は最大で8枠まで選択できます。枠が余った場合、その枠は「提出しない」を選択してください。

### ▼必要な添付書類について ⇒「[6 加入の要件について](#)」(4ページ)もお読みください。

#### 【必須】

- ①児童と同居する大人全員(ただし、76歳以上の方は不要)の保育を必要とする理由を示す書類(就労証明書など。画像可)
- ②別居の祖父母(76歳以上の方は不要。校区外に住んでいる場合も不要。)の保育を必要とする理由を示す書類(就労証明書など。画像可)
- ③児童の保険証(画像可)
- ④実際にオンライン申込をする保護者1名の顔写真付きの本人確認書類(運転免許証など)の画像

## 8. **送信**を押して、申込を完了する。

申請した内容は、完了画面の**申請書控え保存**を押すと、PDF ファイルでダウンロードすることができます。

また、トップページの「最近の申請」から、いつでも申請状態や内容を確認することができます。申請状態は、市の審査段階に応じて、次の順番で進んでいきます。

※段階が進むごとに、自動でメールが送られてきます。

- (1) 申込が完了したとき ⇒ 「受付中」
- (2) 市が申込を「受理」したとき ⇒ 「審査中」
- ※市が申込を「不受理」にしたとき ⇒ 「申請不受理」
- (3) 申請に不備があったとき ⇒ 「補正指示」
- (4) 市が審査を完了したとき ⇒ 「完了」

※この時点では書類審査が済んだ状態です。まだ加入は決定ではありません。

加入の決定は、3月下旬に「決定通知書」の郵送をもって通知します。

申込を取下げたい場合や、訂正したい場合は、「11 よくある質問」の「[\(12\) 申込後に訂正したい事項があるのですが、どうすればよいですか。](#)」(15 ページ)をお読みください。

子ども2人以上の申込を行う場合は、人数分の申込を行ってください。

その際、1人目の内容を引用してスムーズに再度申込することができます。

詳しくは、「11 よくある質問」の「[\(13\) 2人同時に申し込みたいのですが、申込は2回しないといけませんか。](#)」(16 ページ)をお読みください。

## 9 放課後児童クラブの利用にあつて

### 1. 館内での飲食について

館内は飲食禁止となっていますので、お子さんにおやつ等を持たせることはしないでください。ただし、お茶等の飲み物は許可しますので、必要であれば水筒等により持たせてください。

### 2. 児童クラブを休む時

都合で欠席の場合は、児童の安全確認のため、早めに必ず各児童センターへ連絡してください。電話またはメールで受け付けています。(平日は12時～18時の間にお願いします。)

### 3. 来館方法

長期休業中は、必ず、児童センターまで保護者の方が付いてきてください。ただし、平日は、学校から集団下校で来館しているケースが多くなっています。集団下校により来館する場合でも、保護者の責任となります。集団下校については、学校にお問い合わせください。

### 4. 帰宅方法

同居のご家族(大人)がお迎えに来てください。子どもだけの帰宅は危険なので、許可していません。なお代理の方が迎えに来られる場合は、事前に連絡をしてください。

### 5. 学校(学級)閉鎖の時

インフルエンザなどの感染症にかかっている場合や学校(学級)閉鎖の時は利用できません。自然災害等による休校時は閉館になりますが、特別児童クラブを開設します(対象は留守宅児童)。開設については、その都度、市のホームページに掲載します。新型コロナ感染などの拡大防止の為、状況に応じて児童センターを閉鎖することもあります。

### 6. 児童クラブを退会する時

放課後児童クラブを利用しなくなる際、就労等の要件を満たさなくなった際には辞退届の提出が必要です。

### 7. その他

○児童クラブ活動中は友人宅に遊びに行くなど児童センター以外への外出はできません。

○学校行事(保護者会、終業式、始業式、行事振替日)で給食のない日に利用される場合は前日までに連絡ください。必要な場合はお弁当を持たせてください。

○児童センターでは私服で活動していますので着替えの用意をお願いします。

(できれば、予備用の準備も考慮して下さい。持ち物には必ず名前を書いてください。)

○活動中に怪我をしたり、病気になったりした場合、保護者の方に連絡しますので、できるだけ早くお迎えをお願いします。

○ご家族の方が仕事が休みの日や、お家に大人がいる日は、学校から直接自宅に帰っていただくようお願いします。その場合は自由来館で利用できます。

○放課後児童クラブに入会されているお子さんの保護者の方には、母親クラブへの入会をお願いしています。（各児童センターには、地域の子どもたちの健全育成を目的とした地域組織活動「母親クラブ」という組織があります。子どもたちが健やかに育つよう情報交換の場として、幅広く活動しています。）

## 10 重要事項説明

下記のいずれかに該当した場合、児童クラブの利用をお断りすることがあります。

- (1) 世帯状況の変化により、対象児童の要件を満たさなくなった場合。
- (2) 申請書等の内容に虚偽の記入または申立てがあった場合。
- (3) 開所時間に児童を送迎できない場合。
- (4) 児童が集団生活を送ることが難しい場合。
- (5) 他児や指導員へ故意による暴力行為や施設備品の破壊行為があった場合。
- (6) 他児へ精神的苦痛や危害がおよぶ場合。
- (7) 児童クラブ利用中に指導員による医療行為を必要とする場合。
- (8) 児童クラブの運営上、支障が認められた場合。

## 11 よくある質問

### よくある質問一覧

1. 申込の可否や期間について..... 14
  - (1) 令和6年度の5月以降から利用を開始したいのですが、申込はできますか。..... 14
  - (2) 申込期間を過ぎてしまいました。申込はできますか。..... 14
  - (3) 祖父母がいる場合も、加入できますか。..... 14
  - (4) 産休中や育休中に加入できますか。..... 14
  - (5) 個人的な趣味や旅行、買い物、休息といった理由で加入できますか。..... 14
  - (6) 令和6年3月末までに新規加入を希望する場合はどのような手続きになりますか。..... 14
  - (7) 児童クラブの要件を満たさない場合も、児童センターは利用できますか。..... 15
  - (8) 加入決定はいつされますか。..... 15
2. オンライン申込の方法について..... 15
  - (9) 最初にまず何を準備すべきですか。..... 15
  - (10) 福井県電子申請サービスの利用登録がうまくできません。..... 15
  - (11) 回答項目が多いですが、途中で保存することはできますか。..... 15
  - (12) 申込後に訂正したい事項があるのですが、どうすればよいですか。..... 15
  - (13) 2人同時に申し込みたいのですが、申込は2回しないといけませんか。..... 16
  - (14) 添付書類のオンライン提出は、どのような形で行うのですか。..... 16
  - (15) 添付書類をまとめて撮影する場合どのように撮影するとよいですか。..... 16
  - (16) 「申請内容修正のお願い」というメールが届きましたが、どうすればよいですか。..... 17
  - (17) 申込が届いているか不安です。..... 17
3. 就労証明書などの「保育を必要とする理由を示す書類」について..... 17
  - (18) 就労証明書などの添付が省略できるのはどのような場合ですか。..... 17
  - (19) 19歳の兄や姉も保育を必要とする理由を示す書類の提出が必要ですか。..... 17
  - (20) 令和5年度用の書類の様式は使えますか。..... 17
  - (21) 児童の父親（母親）が遠方に単身赴任していますが、就労証明書は必要ですか。..... 17
  - (22) 同居の祖父母、校区内の祖父母が高齢ですが、就労証明書等は必要ですか。..... 17



4. 面接について.....	18
(23) 面接の予約はいつからできますか。.....	18
(24) 審査結果のメールが届かず面接予約ができません。.....	18
(25) 前年度からクラブに加入していますが、面接は必須ですか。.....	18
5. 児童クラブを利用できるケース・利用できないケースについて.....	18
(26) 自営業、農業の場合でクラブを利用できないケースはどういった場合ですか。.....	18

1. 申込の可否や期間について

(1) 令和6年度の5月以降から利用を開始したいのですが、申込はできますか。

令和6年度中の利用開始であれば、申込が可能です。  
令和6年度5月以降の利用を希望される方も、なるべく上記期間内に申し込んでください。

(2) 申込期間を過ぎてしまいましたが、申込はできますか。

期間を過ぎてても随時申込が可能です。同様にオンラインで申し込んでください。

(3) 祖父母がいる場合も、加入できますか。

祖父母も要件を満たしていれば加入することができます。(75歳以下の祖父母は、就労証明書等の提出が必要)  
祖父母が別居であっても、児童の校区内に居住している場合は要件を満たす必要があります。

(4) 産休中や育休中に加入できますか。

産休中(産前8週、産後8週まで)は加入することができます。  
育休中は家庭での保育が可能とみなし、退会していただくこととなります。

(5) 個人的な趣味や旅行、買い物、休息といった理由で加入できますか。

上記の理由での児童クラブ加入はできません。自由来館を利用してください。

(6) 令和6年3月末までに新規加入を希望する場合はどのような手続きになりますか。

令和5年度途中の加入を希望する場合は、①令和5年度申込、②令和6年度申込、両方の手続きが必要です。  
※このとき、保護者の状況に変更がない限り、令和6年度加入申込に別途就労証明書などを再度取り寄せる必要はありません。(添付が省略できます。)

(7) 児童クラブの要件を満たない場合も、児童センターは利用できますか。

自由来館での利用が可能です。一旦帰宅してから、児童センターを利用してください。

(8) 加入決定はいつされますか。

加入の決定は、オンライン申込の際に提出していただいた書類審査と、その後の面接を経てから、「決定通知書」の郵送をもって通知します。決定通知書は3月下旬頃に郵送します。

## 2. オンライン申込の方法について

(9) 最初にまず何を準備すべきですか。

「[1 はじめに必ずお読みください](#)」をお読みください。

(10) 福井県電子申請サービスの利用登録がうまくできません。

福井県電子申請サービスの利用方法については、こちらをお読みください。

▼初めて利用する方へ

<https://bit.ly/3hPXxXE>



(11) 回答項目が多いですが、途中で保存することはできますか。

申込の途中で一時保存ができます。ページの一番下の「申請書一時保存」ボタンを押してください。一度保存したデータは、トップページの「最近の申請」から呼び出して、申込を再開することができます。

(12) 申込後に訂正したい事項があるのですが、どうすればよいですか。

申込の訂正はできません。取下げと再度申込を行ってください。方法は次のとおりです。その際、先に再度申込を行ってから取下げを行っていただくと、最初の申込内容を引用して再度申込ができるため、スムーズです。

※最初に取下げをしてしまうと、2回目は最初から行う必要があります。

※**不要な申込は必ず取下げてください。二重のままにしないでください。**

▼市が申込を「受理」する前の場合

1. まず、再度申込を行う。

(1) 福井県電子申請サービスにログインする。

(2) トップページから、「最近の申請」を確認する。

(3) 取下げたい申請の「詳細」を押し、取下げたい申請を表示する。

(4) ページ下部の「再利用申請」を押し、最初の申込内容を引用しながら訂正したい箇所を訂正し、再度申込を完了する。



2. 次に、最初の申込を取下げ。

(5) (2)に戻り、取下げたい申請の「詳細」を押し、取下げたい申請を表示する。

(6) ページ下部の「申請取下げ」を押し、申請を取下げ。

※申請状態によっては取下げができない場合があります。この場合は、各児童センターに電話で連絡してください。

▼既に市が申込を「受理」し、「審査中」になっている場合

1. まず、再度申込を行う。(上と同じ)

2. 各児童センターに電話し、最初の申込を取下げ。

(13) 2人同時に申し込みたいのですが、申込は2回しないといけませんか。

2人以上同時に申し込む場合であっても、申込は人数分行ってください。

その際、就労証明書などの添付も必ず毎回行ってください。

なお、次の方法で1人目の申込内容を引用してスムーズに再度申込することができます。

1. 1人目の申込みを完了し、完了画面の「申請履歴を表示する」を押すか、トップページから「最近の申請」を確認する。
2. 引用したい申請を選択し、ページ下部から「再利用申請」を押す。
3. 1人目の申込と異なる部分（氏名など）を打ち換え、2人目の申請を完了する。

(14) 添付書類のオンライン提出は、どのような形で行うのですか。

申込の最後に、書類を添付する画面に移ります。

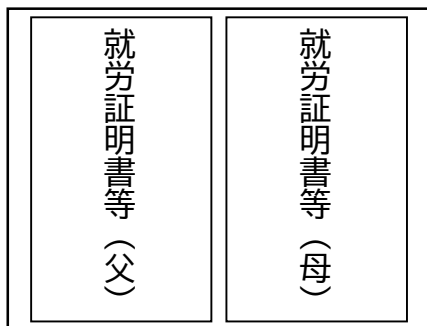
スマートフォンで申込の場合は、次の①②どちらの方法でも提出ができます。

PCなどで端末にカメラがついていない場合は、②により提出してください。

- ① 添付画面でカメラが立ち上がるので、書類を撮影して添付する
- ② 端末に保存された書類データ（画像可）を選択して添付する

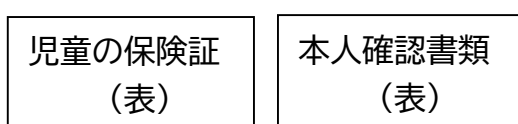
(15) 添付書類をまとめて撮影する場合どのように撮影するとよいですか。

▼撮影イメージ（父の就労証明書等＋母の就労証明書等）



⇒ファイルサイズを抑えるため、  
2枚並べてスマートフォンを横向きにして撮影。  
祖父母も同様に行ってください。

▼撮影イメージ（児童の保険証＋申込をする保護者の本人確認書類）



⇒2枚並べて撮影

(16) 「申請内容修正のお願い」というメールが届きましたが、どうすればよいですか。

申込事項に不備があった場合、福井県電子申請サービスから上記のメールが届きます。一部訂正はできませんので、再度申込を行ってください。(方法は(12)と同じ)

(17) 申込が届いているか不安です。

申込をしたすぐ後に、福井県電子申請サービスから自動的に「申請受付のお知らせ」というメールが送られます。この時点で申込は届いています。

①申込直後に、福井県電子申請サービスから自動的に「申請受付のお知らせ」というメールが送られます。

②書類に不備がなく、市が申込を「受理」すると、「審査開始のお知らせ」というメールが送られます。

### 3. 就労証明書などの「保育を必要とする理由を示す書類」について

(18) 就労証明書などの添付が省略できるのはどのような場合ですか。

令和6年度保育所などの入園申し込み時に、父母の就労証明書を提出した方は、添付を省略できますが、提出していない祖父母やおじ・おばなどの分は別途必要です。

(19) 19歳の兄や姉も保育を必要とする理由を示す書類の提出が必要ですか。

19歳の兄や姉も書類提出が必要です。在学証明書や就労証明書など、保育を必要とする理由を示す書類を提出してください。

(20) 令和5年度用の書類の様式は使えますか。

令和5年度用の様式は使えません。必ず最新の様式を使用してください。

(21) 児童の父親(母親)が遠方に単身赴任していますが、就労証明書は必要ですか。

保護者(父母)が遠方に居住している場合であっても、就労証明書などの保育を必要とする理由を示す書類は必要です。

※祖父母が遠方(校区外)に居住している場合は、就労証明書などの書類は不要です。

(22) 同居の祖父母、校区内の祖父母が高齢ですが、就労証明書等は必要ですか。

76歳以上の方は、保育を必要とする理由を示す書類は不要です。

#### 4. 面接について

##### (23) 面接の予約はいつからできますか。

市が提出された書類を順次審査し、結果をメールで通知します。メールを受け取った方から速やかに、電話で児童センターに面接の予約をしてください。

※申請から書類審査結果の通知まで、最短でも一週間程度かかります。

※通知は前後することがあります。

##### (24) 審査結果のメールが届かず面接予約ができません。

順次、審査をしていきますのでメールをお待ちください。申込が届いているか確認したい場合は(17)をご覧ください。

##### (25) 前年度からクラブに加入していますが、面接は必須ですか。

前年度児童クラブに加入していた場合は、書類審査を行い、必要な場合は面接を行う場合があります。

#### 5. 児童クラブを利用できるケース・利用できないケースについて

##### (26) 自営業、農業の場合でクラブを利用できないケースはどういった場合ですか。

自宅兼事業所や、自宅と隣接する場所に事業所がある場合で、「保護者等の目が届き、かつ児童の出入りを認識できる」と市が判断した場合、児童クラブ加入が認められないことがあります。